

一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、和牛枝肉価格の変動により生じる和牛肥育農家の損失を補てんすることにより和牛肥育農家の経営の安定を図り、もって県内肉用牛の振興、さらには県内地域経済の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 和牛肥育農家との間の価格差補てん契約の締結
- (2) 資金準備のための積立金の徴収及び和牛肥育農家に対する価格差補てん金の交付
- (3) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 法人の構成員及び預り寄託金

(法人の構成員)

第5条 協会は次に掲げるものであって、次条の規定により、この法人の会員となったものをもって構成する。

- (1) 宮崎県
- (2) 宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県内に主たる事務所を有する農業協同組合
- (3) その他総会において適当と認めるもの

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の習得)

第6条 会員になろうとするものは、加入申込書に次に掲げる書類を添付して会長理事に提出し、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 法人にあっては、定款並びに代表者の氏名及び住所を記載した書類
- (2) その他会長理事が必要と認める書類

2 会長理事は、前項に規定する総会の承認があったときは、その旨を当該申込みをしたものに通知する。

3 前項の規定による通知を受けたものは、引き受けようとする預り寄託口数に相当する預り寄託金の払込みをしなければならない。

4 前項の払込みをしたものは、当該払込みをしたときに協会の会員となる。

(預り寄託金)

第7条 会員は、預り寄託金1口以上を有しなければならない。

2 預り寄託金1口の金額は、10,000円とする。

3 預り寄託金は、現金をもって払込むものとする。

4 会員は、預り寄託金の払込みについて相殺をもって協会に対抗することができない。

5 会員が退会し、預り寄託金の払い戻し請求があった時は、預り寄託金を払い戻すものとする。

6 協会は、退会した会員が協会に対して支払うべき債務があるときは、その債務と前項の規定により払い戻すべき額とを相殺することができる。

7 協会が解散した場合は、預り寄託金は預り寄託者に返還するものとする。

(届出)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を会長理事に届け出なければならない。

(1) 会員たる資格を失ったとき。

(2) 名称又は主たる事務所の所在地に変更があったとき。

(3) 定款又は代表者の氏名若しくは住所に変更があったとき。

(任意退会)

第9条 会員は、その6月前までに書面をもって協会に予告した場合、事業年度の終了時において退会することができる。ただし、協会と和牛枝肉の価格差補てん契約を締結している会員であってその契約期間が満了していないものについては、この限りでない。

(除名)

第10条 協会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によりこれを除名することができる。

(1) この定款、規約又は業務方法書に違反したとき。

(2) 協会の業務を妨げ、又は信用を失なわせる行為をしたとき。

(3) その他、除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、総会の開会の日から1週間前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 会長理事は、第1項の規定による除名の決議があったときは、その理由を明らかにした書面をもってこれを会員に通知するものとする。

(会員の資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務の履行を怠ったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(預り寄託口数の増加)

第12条 会員は、預り寄託口数を増加することができる。

2 第7条の規定は、前項に規定する預り寄託口数の増加について準用する。この場合において、同条第1項各号に掲げる書類は、その添付を要しない。

第4章 役員

(役員の種類及び選任)

第13条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上15名以内(会長理事及び副会長理事を含む。)
- (2) 監事 3名

2 理事のうち1名を会長理事とし、1名を副会長理事とする。

3 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

4 会長理事及び副会長理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

6 第2項の会長理事をもって法人法上の代表理事とし、副会長理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長理事は、協会を代表し、業務を統括する。

3 副会長理事は、会長理事を補佐し、業務を処理するとともに、理事会の決議を経て会長理事の職務(協会を代表するものを除く)を代行する。

4 会長理事及び副会長理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員)の解任)

第16条 役員は、総会の決議により、これを解任することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第16条第1項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(職員)

第17条 協会の事務を処理するため、職員若干名を置く。

2 重要な職員は、会長理事が理事会の決議を経て任免する。

(運営委員会)

第18条 協会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長理事の諮問に応じ、次の事項を審議する。

- (1) 和牛枝肉の価格差補てんに関する事項
- (2) その他協会の目的を達成するために必要な事項

3 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

4 運営委員は12名以上14名以内とし、会員又はその役員若しくは職員の中から理事会の決議を経て会長理事が委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に理事会が定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第19条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(総会の権限)

第21条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款、規約及び業務方法書の制定又は変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 事業計画及び収支予算の変更
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (8) その他協会の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

（総会の招集）

第23条 総会は、会長理事が招集する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長理事は、前項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには、その総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の2週間前までに書面をもって会員に通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、会員総数の過半数で、かつ、議決権総数の2分の1以上に当たる議決権を有する会員の出席がなければ、開会することができない。

2 会長理事は、前項の規定により総会を開会することができないときは、その日から起算して20日以内にさらに総会を招集しなければならない。

（総会の決議）

第26条 会員は、預り寄託1口につき1個の議決権を有する。ただし、1会員の議決権数が議決権総数の5分の1を超えるときは、当該会員の議決権数は議決権総数の5分の1とする。

2 総会の決議は、次条に規定する場合を除き出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として決議に加わる権利を有しない。

3 前項の規定にかかわらず、法人法第58条第1項の要件を満たしたときは、総会の決議があったものとみなす。

(特別決議)

第27条 総会は、次に掲げる事項について、総会員の半数以上であって、議決権総数の3分の2以上の多数をもって決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任

(総会の書面決議等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の会員を代理人として決議を委任することができる。

2 前項の場合において、書面をもって表決し、又は表決を委任する者は、第25条、第26条第2項及び第27条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を会長理事に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した会員のうちからその総会において選出された2人以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 協会に理事会をおく。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(理事会の職務及び権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会の開催及び総会に付議すべき事項
- (3) 協会の諸規程（規約及び業務方法書を除く。）の制定及び変更
- (4) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長理事が招集する。

2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により開催日の5日前までに通知しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 業務の執行

(業務方法書)

第37条 協会は、事業の執行に当たっては、業務方法書を作成するものとする。

2 業務方法書の制定又は変更は、総会の決議を経て行うものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 預り寄託金
- (2) 積立金
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第39条 協会の資産は、基本財産、普通財産及び補てん準備財産の3種とする。

(基本財産)

第40条 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

2 基本財産は、これを取り崩し、又は担保に供することができない。ただし、他に方法がなく第47条第2項の規定による借入金の償還に充てる場合、その他やむを得ない理由がある場合は、理事会において理事総数の4分の3以上の決議を得、取り崩すことができる。

(普通財産)

第41条 普通財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 預り寄託金

(2) 基本財産から生ずる果実

(3) 寄附金品のうち前条第1項第1号及び次条第1項第4号に掲げる財産以外のもの

(4) 第38条第1項第5号に掲げる財産

(5) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

(補てん準備財産)

第42条 補てん準備財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 生産者積立金

(2) 補てん準備財産を造成するために宮崎県から交付された補助金

(3) 第45条第1項の規定により補てん準備財産に繰り入れた財産

(4) 補てん準備財産とすることを指定して寄附された財産

(5) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 補てん準備財産は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを取り崩してはならない。

(1) 価格差補てん金の交付

(2) 割戻金の交付

(3) 第47条第2項の規定による借入金の償還

3 第40条第2項ただし書の規定により基本財産を取り崩したときは、前項の規定にかかわらず、理事会の決議により、当該取り崩しの額に相当する額について補てん準備財産を取り崩し、基本財産に繰り入れるものとする。

(資産の管理)

第43条 協会の資産は、会長理事が管理し、その方法は、次項の規定によるほか、会長理事が理事会の決議を経て別に定める。

2 資産のうち現金は、次に掲げる方法によって運用する。

(1) 理事会が定める金融機関又は宮崎県経済農業協同組合連合会への預り入れ

(2) 国債、地方債その他理事会の決議を経て会長理事が定める有価証券の取得

(経費の支弁)

第44条 第4条第1号及び第2号に掲げる事業に要する経費は、補てん準備財産をも

って支弁する。

2 管理費及び第4条第3号に掲げる事業に要する経費は、普通財産をもって支弁する。

(剰余金の処理)

第45条 事業年度末において普通財産に剰余が生じたときは、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し、又は補てん準備財産に繰り入れるものとする。

2 事業年度末において補てん準備財産に剰余が生じたときは、業務方法書に定めるところにより翌事業年度に繰り越すものとする。ただし、基本契約期間終了時においてはこの限りでない。

(欠損金の処理)

第46条 事業年度末において普通財産又は補てん準備財産に欠損が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第47条 管理費及び第4条第1項第3号に掲げる事業に要する経費の支弁に充てるため普通財産に不足を生じたときは、理事会の決議により、事業年度内に普通財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 価格差補てん金の交付に充てるため補てん準備財産に不足を生じたときは、基本契約期間の積立額の総額を限度として借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 事業計画及び収支予算は、会長理事が作成し、その事業年度開始前に理事会の決議を経て総会の決議を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、新たな収支予算が成立する日まで前事業年度の収支予算に準じ執行することができる。

3 前項の規定により収支予算を執行した場合における収支は、新たに成立した収支予算に基づいた収支とみなす。

4 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、

会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第50条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議を得なければ変更することができない。

(公告)

第52条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(解散)

第53条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第54条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第55条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長理事は、宮崎県西都市大字山田221-1 羽田正治とする。